

不足額給付金の再算定の申立について

- 令和6年分所得税額等が確定した後、本来支給すべき支給額（【A】調整給付所要額）が、調整給付金の支給額（【B】当初調整給付額）を上回っている場合に、差額を【C】不足額給付金として支給します。

【A】調整給付所要額

【B】当初調整給付額 → 11ページ

【C】不足額給付金支給額(※)

$$\text{円} - \text{円} = \text{円}$$

※0円以下の場合、不足額給付金はありません(過支給の場合は返還不要)。

① 定額減税可能額
(R6確定所得税)

R6確定所得税額

円

-

円

→ 2ページ

② 定額減税可能額
(R6住民税所得割)

R6住民税所得割額
(現時点の金額)

円

-

円

→ 9・10ページ

①と②の合算額

円

→

1万円単位に
切り上げ【A】

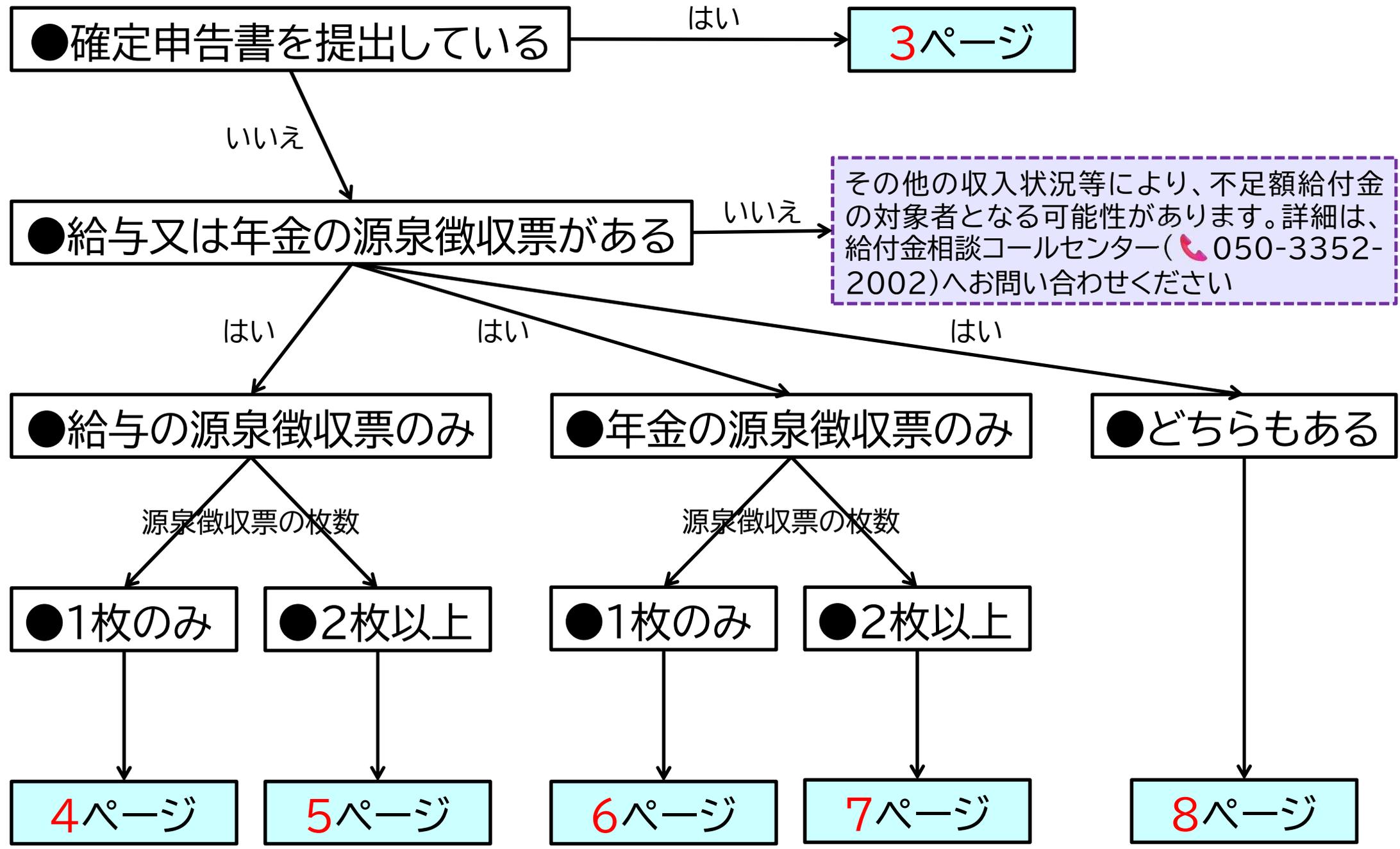
円

- 不足額給付金は国のツールで算定しているため、実際の所得税額等と乖離があり支給額に不足がある場合は、給付金の再算定を申立できます。

- 【A】の算定に必要な項目及び書類は、①については、2ページのフローチャートで該当する状況を確認し、3ページ以降で詳細をご確認ください。また、②については、9・10ページで詳細をご確認ください。

- 【B】の算定に必要な項目及び書類は、11ページで詳細をご確認ください。

不足額給付金フローチャート【A】調整給付所要額



確定申告書を提出している方

【A】調整給付所要額の算定

① 定額減税可能額 (R6確定所得税)

R6確定所得税額

円 - 円

② 定額減税可能額 (R6住民税所得割)

R6住民税所得割額 (現時点の金額)

円 - 円

→9・10ページ

①と②の合算額

円

→

1万円単位に切り上げ【A】

円

令和06年分の所得税及びの申告書 FA2204

納税地 東京都 納税者 氏名

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額
事業等	給与所得	社会保険料控除
不動産	配当所得	医療費控除
雑所得	退職所得	寄付金控除
雑所得	雑所得	合計

税

再差引所得税額 (41-42)	43
令和6年分特別税額控除 (3万円×人数)	44

再差引所得税額 (41-42)	43								
令和6年分特別税額控除 (3万円×人数)	44							0	0

④令和6年分特別税額控除

③再差引所得税額

① 定額減税可能額 (R6確定所得税)

円 - R6確定所得税額

円

給与の源泉徴収票1枚のみある方

【A】調整給付所要額の算定

① 定額減税可能額
(R6確定所得税)

R6確定所得税額

円

-

円

+

② 定額減税可能額
(R6住民税所得割)

R6住民税所得割額
(現時点の金額)

円

-

円

=

①と②の合算額

円

→

1万円単位に
切り上げ【A】

円

→9-10ページ

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		給与														源泉徴収税額			
氏名		内	月給		賞与		退職金		退職一時金		退職給付金		退職給付金		源泉徴収税額		源泉徴収税額		
住所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
氏名		控除対象配偶者の有無等	控除の額		控除対象扶養親族の数		控除対象扶養親族の年齢		控除対象扶養親族の職業		控除対象扶養親族の所得		控除対象扶養親族の所得		控除対象扶養親族の所得		控除対象扶養親族の所得		
住所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(摘要)

源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、**控除外額〇〇円**

「**控除外額〇〇**」の
〇〇がそのまま①の額

① 定額減税可能額
(R6確定所得税)

R6確定所得税額

円

-

円

給与の源泉徴収票のみ2枚以上ある方

【A】調整給付所要額の算定



令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日	性別	職業	勤務先	給与支払者	代表者	代表者住所	代表者氏名	代表者生年月日	代表者性別	代表者職業	代表者勤務先	代表者代表者
給与支払額		源泉徴収額	控除額	控除外額	源泉徴収済額	源泉徴収外額	源泉徴収済額	源泉徴収外額	源泉徴収済額	源泉徴収外額	源泉徴収済額	源泉徴収外額	源泉徴収済額	源泉徴収外額	源泉徴収済額

源泉) 控除対象配偶者の有無等

(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数
有	従有	老人	千円	特定	老人	その他	人
*						1	1

3万円×減税対象人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)

→ 図の例では、3万円×4=12万円

※ 減税対象人数は国外居住者を除く

※ 各源泉徴収票で金額が異なる場合は、定額減税可能額が最も高いもの

源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、控除外額□□円

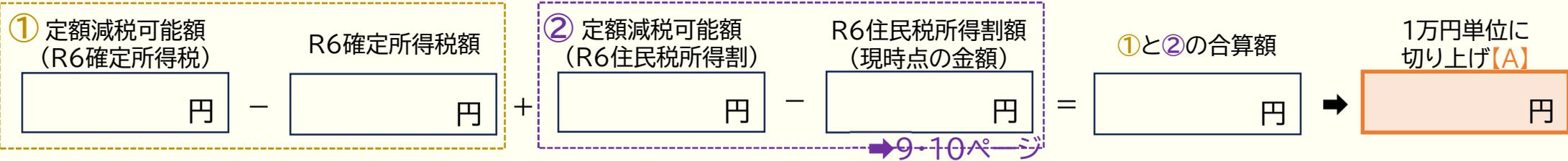
「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇」の〇〇を合算

※ 源泉徴収時所得税減税控除済額、控除外額の記載がないものは合算不要



年金の源泉徴収票1枚のみある方

【A】調整給付所要額の算定



令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所													
	(フリガナ)													
	氏名	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和							
区分	支払金額	源泉徴収税額												
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千円	円												
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分														
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分														
所得税法第203条の3第7号適用分														
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額								
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	千円	円		
				人	人	人	人	人	人	人				
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族												
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分									
氏名		氏名		氏名										
概要)														
法人番号	所在地													
支払者														
(摘要)	源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、 控除外額 □□円													

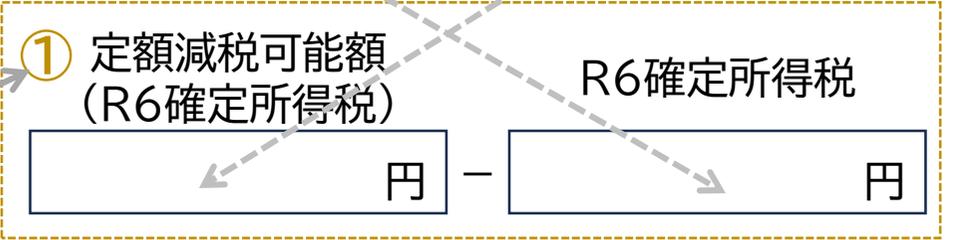
源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数
一般	老人	特定	老人	その他	
	*	人	人	人	人

※ ただし、源泉徴収時所得税減税控除済額、控除外額の記載がない場合は以下のとおり

- 定額減税可能額: $3\text{万円} \times \text{減税対象人数 (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族)}$

→ 図の例では $3\text{万円} \times 2 = 6\text{万円}$

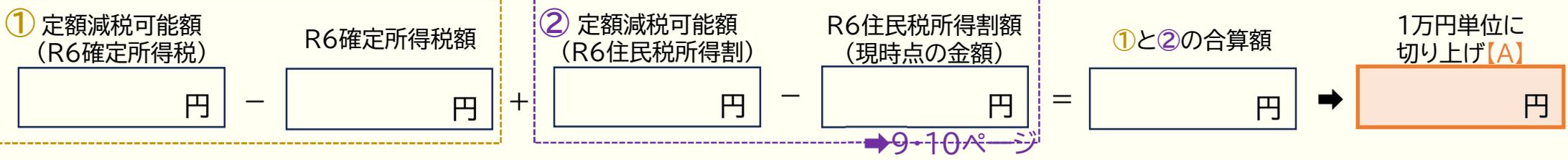
- 確定所得税額: 0円



「控除外額□□」の□□がそのまま①の額

年金の源泉徴収票のみ2枚以上ある方

【A】調整給付所要額の算定



令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

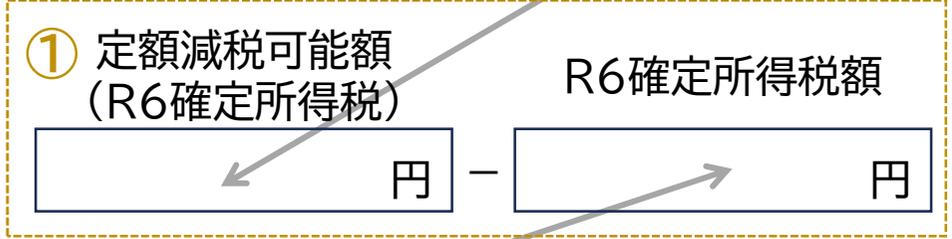
支払を受ける者	住所又は居所													
	(フリガナ)													
	氏名	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和							
区分	支払金額		源泉徴収税額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千円		円											
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	千円		円											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	千円		円											
所得税法第203条の3第7号適用分	千円		円											
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額						
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	非居住者	千円		
				人	人	人	人	人	人	人	人			
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族									
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分									
氏名		氏名		氏名										
1		1												
2		2												
<p>源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、控除外額□□円</p>														

源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数
一般	老人	特定	老人	その他	
	*	人	人	人	人

3万円×減税対象人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)

→ 図の例では、3万円×2=6万円

※ 各源泉徴収票で金額が異なる場合は、定額減税可能額が最も高いもの

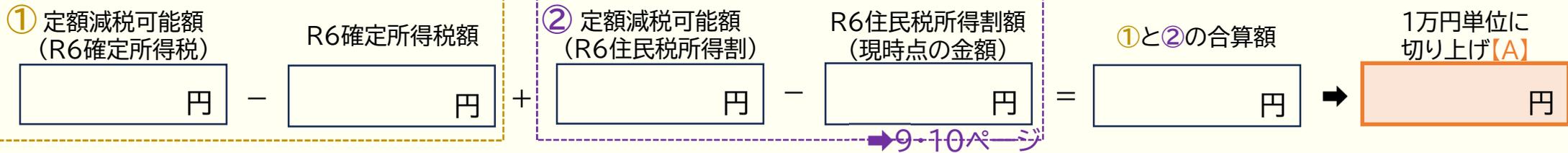


「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇」の〇〇を合算

※ 源泉徴収時所得税減税控除済額、控除外額の記載がないものは合算不要

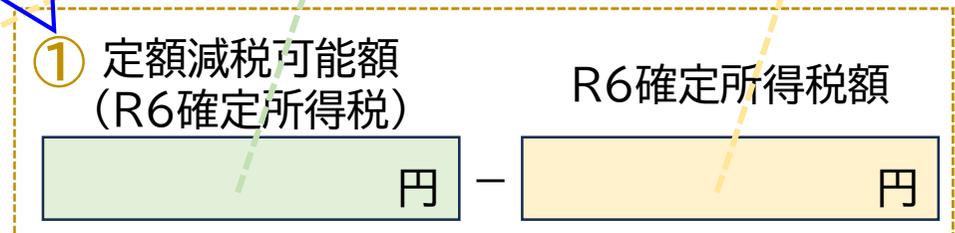
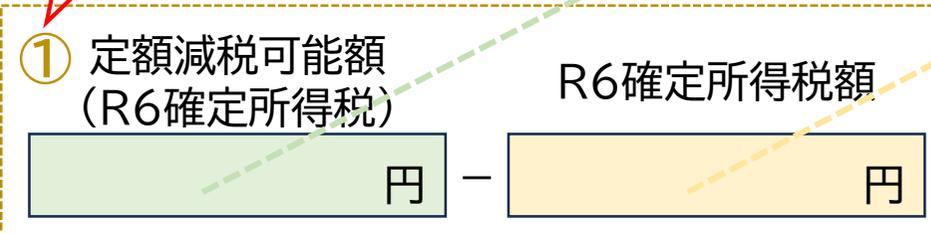
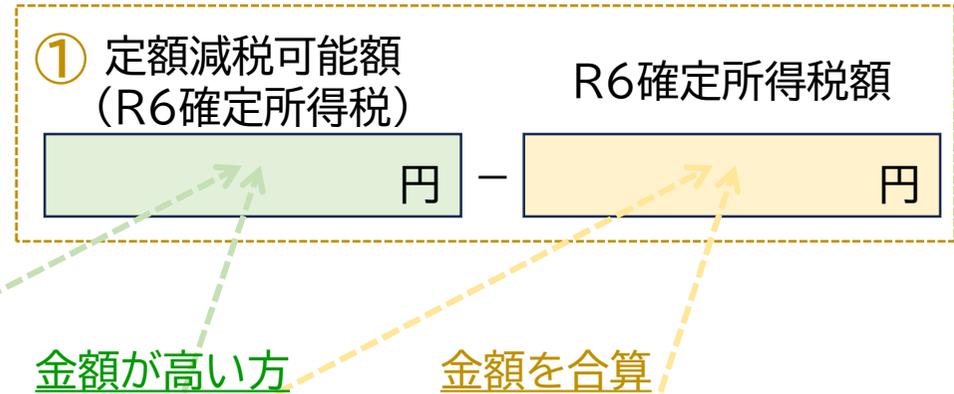
給与と年金の源泉徴収票どちらもある方

【A】調整給付所要額の算定



令和6年分 給与所得の源泉徴収票

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

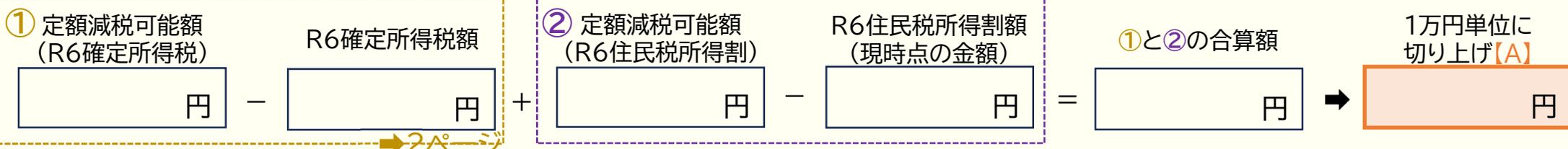


給与の源泉徴収票から算定した金額(→4・5ページ)

年金の源泉徴収票から算定した金額(→6・7ページ)

令和6年度住民税所得割額の確認(1)

【A】調整給付所要額の算定



< 令和6年度住民税所得割が課税されている方(➡税額変更のあった方は10ページ) >

給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 勤労者 年金 その他の所得	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得額①
所得控除	障害 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・心・動 配偶者特別 扶養 基礎 税額控除	税額控除額②	税額控除後の所得額③

給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

税	税額控除後の所得額④	納付額
市民税	税額控除額⑤	6月分
	所得割額⑥	7月分
	均等割額⑦	8月分
道民税	税額控除額⑧	9月分
	所得割額⑨	10月分
	均等割額⑩	11月分
	森林環境税額⑪	12月分
	特別徴収税額⑫	1月分
	控除不足額⑬	2月分
	徴収不足額⑭	3月分
	既納付額⑮	4月分
	認定引当金⑯	5月分
	増減額⑰(⑨-⑫)	
	変更月	月

定額減税額 市民税〇〇円、道民税△△円
定額減税未済額 □□円
 ※「定額減税未済額」の名称や記載箇所は、自治体により異なります

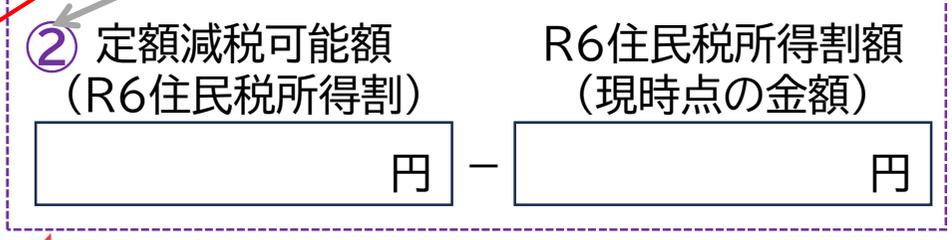
「定額減税未済額 □□」の□□がそのまま②の額

令和6年度 市民税・道民税・森林環境税 税額決定通知書

納税通知書番号

市民税・道民税・森林環境税の計算基礎

区分	課税所得金額	市民税	道民税
総所得額①			
税額控除額②			
調整後の所得額③			
均等割額④			
所得割額⑤			
森林環境税額⑥			
特別徴収税額⑦			
控除不足額⑧			
徴収不足額⑨			
既納付額⑩			
認定引当金⑪			
増減額⑫(⑤-⑦)			
変更月			



令和6年度住民税所得割額の確認(2)

【A】調整給付所要額の算定

① 定額減税可能額 (R6確定所得税) R6確定所得税額

円 - 円 +

② 定額減税可能額 (R6住民税所得割) R6住民税所得割額 (現時点の金額)

円 - 円 =

①と②の合算額

円 → 1万円単位に切り上げ【A】円

< 令和6年度住民税所得割額に変更があった方(→税額変更がなかった方は9ページ) >

令和6年度 市民税・道民税・森林環境税課税明細書 (年 月 日現在) 納税通知書番号

納税義務者 住所 氏名

合計所得金額	所得控除額の合計	市民税・道民税合計額	森林環境税
総所得金額等	雑 損	市民税所得割額	
所得 不動産	医療費	道民税均等割額	
所得 利子	社会・小規模	均等割額	
所得 配当	生命保険料	均等割額	
所得 金	地震保険料		
所得 貯蓄	障害者		
所得 雑	寡婦・ひとり親		
所得 雑	障害者学生		
所得 雑	配偶者・扶養		
所得 雑	配偶者特別		
所得 雑	基礎		

給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	山林所得	山林所得
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	分離短期譲渡	分離短期譲渡
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	分離長期譲渡	分離長期譲渡
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	株式等の譲渡	株式等の譲渡
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	上場株式等の配当等	上場株式等の配当等
所得 給与収入	専業主婦・専業主夫	先物取引	先物取引

市民税	税額控除前所得割額④	納付額
道民税	税額控除前所得割額④	6月分
均等割額⑦	所得割額⑥	7月分
均等割額⑦	均等割額⑦	8月分
均等割額⑦	税額控除前所得割額④	9月分
均等割額⑦	税額控除前所得割額④	10月分
均等割額⑦	所得割額⑥	11月分
均等割額⑦	均等割額⑦	12月分
均等割額⑦	均等割額⑦	1月分
均等割額⑦	均等割額⑦	2月分
均等割額⑦	均等割額⑦	3月分
均等割額⑦	均等割額⑦	4月分
均等割額⑦	均等割額⑦	5月分

市民税・道民税合計額 円

市民税	所得割額	32000
道民税	均等割額	
道民税	所得割額	8000
道民税	均等割額	

税額変更後の都道府県民税所得割と市町村民税所得割を合算した金額
→ 図の例では、4万円

扶養親族等の内訳

配偶者	扶養親族	障害者
一般	老人	一般
老人	配偶者	特 別
配偶者	同居	普通
同居	老人	
同居	16歳未満	
同居	1人	
同居	1人	
同居	1人	

1万円×減税対象人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)
→ 図の例では、1万円×4=4万円
※ 減税対象人数は国外居住者を除く

② 定額減税可能額 (R6住民税所得割)

円 - R6住民税所得割額 (現時点の金額) 円

不足額給付金【B】当初調整給付額

【B】当初調整給付額の算定

- 調整給付金を支給した時の「**支給のお知らせ**」又は「**確認書**」(自治体により名称が異なります)をご確認ください(上記の書類を紛失された方は、給付金相談コールセンター(☎050-3352-2002)へお問い合わせください)。
- **令和6年中に札幌市へ転入された方は、転入元の自治体にご確認ください。**
- 算定方法の詳細については、札幌市公式ホームページをご確認ください。

令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給のお知らせ

札幌市では、国の決定に基づき、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年度の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給いたします。令和6年度の推計所得税額及び令和6年度の個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、令和6年8月27日～28日に、下記のとおり支給いたします。

本通知に基づき、調整給付金の支給を受ける方は、**申請の手続きは必要ありません。**

支給額 及び算出式	120,000円		
	【調整給付金の支給額及び算出式】		
	所得税 定額減税可能額 (3,200円×本人・扶養親族数×1) 150,000円	令和6年分推計 所得税額 ※2 39,100円	控除不足額(①) 110,900円
	住民税所得割 定額減税可能額 (1,200円×本人・扶養親族数×1) 50,000円	令和6年度分 住民税所得割額 60,600円	控除不足額(②) 0円
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①) 110,900円	住民税所得割分の 控除不足額(②) 0円	控除不足額計(⑤) (①+②) 110,900円
			調整給付金支給額 (⑤)×1万円単位に切り上げた額 120,000円

※1 [扶養親族]には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。
 ※2 令和6年分推計所得税額 欄の数値は、国の示した算定ツールを利用して、令和6年度分の個人住民税の課税状況から算出した額を記載しており、令和6年分所得税額が確定した際に支給額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加支給予定です。
 令和6年中に市区町村外に転居される方は転居された方は、この支給のお知らせが追加支給に際して必要になることがあるため、**大切に保管してください。**

なお、下記事由のいずれかに該当する場合は、令和6年8月16日(金)までに、下記のお問合せ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、支給に同意したものとみなします。
 ○振込口座を変更する場合(別途お送りする書類を返送していただくため、振込までに1ヶ月程度かかる見込みです。)
 ○本給付金を辞退する場合

お問合せ先

札幌市物価高騰対応臨時給付金コールセンター

050-3352-2002

(受付時間 平日9:00~18:00)
令和6年8月は土・日・祝日も受付しております。

制度の詳細につきましては、
札幌市公式ホームページを
ご参照ください▶



令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)のご案内

札幌市では、国の決定に基づき、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年度の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給いたします。

本給付金の支給を受けるには確認書の提出が必要です。表面の記入例を参考に、同封されている確認書を送返してください。

支給額 及び算出式	120,000円		
	【調整給付金の支給額及び算出式】		
	所得税 定額減税可能額 (3,200円×本人・扶養親族数×1) 150,000円	令和6年分推計 所得税額 ② 39,100円	控除不足額(①) 110,900円
	住民税所得割 定額減税可能額 (1,200円×本人・扶養親族数×1) 50,000円	令和6年度分 住民税所得割額 60,600円	控除不足額(②) 0円
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①) 110,900円	住民税所得割分の 控除不足額(②) 0円	控除不足額計(③) (①+②) 110,900円
			調整給付金支給額 (③)×1万円単位に切り上げた額 120,000円

※1 [扶養親族]には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。
 ※2 令和6年分推計所得税額 欄の数値は、国の示した算定ツールを利用して、令和6年度分の個人住民税の課税状況から算出した額を記載しており、令和6年分所得税額が確定した際に支給額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加支給予定です。
 令和6年中に市区町村外に転居される方は転居された方は、この支給のお知らせが追加支給に必要になることがあるため、**大切に保管してください。**

支給時期	確認書の審査が完了した方から順次お支払いいたします。 (お支払い後に振込完了通知書を郵送いたします。)
返送期限	令和6年10月31日まで(当日消印有効) なお、期限までに返送がない又は返送いただいた確認書に不備があり、札幌市の指定する期日までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします。
申請方法	①確認書と封筒を確認し、確認書欄に記入してください。 ②確認書と封筒を確認し、支給口座を確認してください。 印字された支給口座への振込を希望される場合、封筒以降の記入や書類の添付は不要です。 確認書を封筒の返信用封筒に入れ、上記の期限までに返送してください。 異なる口座への振込を希望される方は、必要事項を記入の上、振込先金融機関口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)、本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等の写し)を封筒の貼り付け台紙に貼り付け、確認書と合わせて返信用封筒に封入して返送してください。 ③代理人が確認等される場合は、確認書欄を記入の上、代理人の本人確認書類と世帯主の本人確認書類を添付してください。(ただし、法定代理の場合の添付書類は、法定代理人の本人確認書類と法定代理人であることを証する書類としてください。)

お問合せ先

札幌市物価高騰対応臨時給付金コールセンター

050-3352-2002

(受付時間 平日9:00~18:00) 令和6年8月は土・日・祝日も受付しております。

制度の詳細につきましては、
札幌市公式ホームページを
ご参照ください▶

